

沖縄県立糸満高等学校 部活動に係る活動方針

沖縄県教育委員会から

令和8年度版

本方針は、「部活動の在り方に関する方針（改訂版）」（令和3年12月）に則り、本校生徒にとって望ましい部活動環境を構築する観点に立ち、策定する。

活動の基本方針

- 学習と部活動の両立を支援し、活力に満ちた学校づくりを推進する。
- 心身の健康を保持増進させ個性・能力の伸長をはかり、人にやさしく、困難に屈せず、意欲にあふれたたくましい豊かな人間性を育成する。
- 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、**子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先**に考えなければならない。
- 部活動は、**生徒の自主的、自発的な参加により行われ**、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。
- 部活動の指導においては、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであるが、勝利至上主義（勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導を行う。

活動の指導体制

- 各部とも**複数顧問**による指導体制を整え、全校体制で指導にあたる。
- 専門的指導者が不在の部については、外部指導者を活用する。
- 顧問は、**年間の活動計画**（活動日、休養日及び参加予定大会等）及び**毎月の活動計画、活動実績**を作成する。⇒活動計画や内容等については、**部員や必要に応じて保護者の理解を得るよう努める**。
- 管理職は部活動視察を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- 事故発生時の対応要領や緊急時の連絡体制を整え、安全管理に万全を期す。

留意事項

- ・顧問と副顧問が相談して指導を交代するなど、過度な負担がかからないように注意する。
- ・生徒の自己管理能力の育成を図るとともに、**個々の自主的な活動については安全性に十分注意させる**。
- ・顧問による体罰、先輩・後輩間での行き過ぎた指導がないよう相互観察などを推進する。
- ・部活動内での円滑な人間関係の構築に留意し、いじめ防止等の徹底を図る。
- ・随時、**施設設備や用具等の点検**を行い、**事故の未然防止**に努める。
- ・部活動費は、**私費会計マニュアル**に基づき適切に管理する。**会計処理は、保護者主体の適切な執行体制を確立する**。部顧問等が取り扱う場合は、**保護者主体による点検・監査等のチェック体制**を構築する。

活動時間及び休養日

- ①部顧問管理の下で行い、活動終了時間（夏季19:30、冬季19:00）を遵守する。
- ②1日の活動時間は、原則として**平日2時間程度、休日3時間程度**とする。
- ③**原則、週2回（平日1日、土日1日）の休養日**を設ける。大会前や大会等で週末活動した場合は、翌週に休養日を加えるなど、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
★少なくとも月に2回以上は週末を休養日とすること。家庭の日を配慮する。オンとオフの切り替えなどにより、メリハリのついた活動になるように努める。
- ③定期試験1週間前から定期試験最終日の前日までは、原則として休養日に充てる。
- ④科学的なトレーニングの導入、適切な健康管理の徹底等、合理的で効果的な活動に努める。
- ⑤長期休業中は学期中に準じた扱いとするとともに、長期休業(オフシーズン)を設ける。

参加する大会等について

- ①学校単位で参加する大会等は、**高体連・高野連による主催・共催を基本とする**。これ以外の大会への参加や県外遠征については校長と調整する。なお、生徒派遣費の支出は、学校内規のとおりとする。
- ②校長は、生徒に与える教育的意義、**生徒及び部活動顧問の負担等を考慮**して、適切な休養日が設定できるよう、参加する大会・試合等を精査する。

適切な運営のために

- ①校長は、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ②校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ③校長は、活動状況を把握し、行き過ぎた指導にならないよう、適宜、指導・是正を行う。